

国民年金保険料を免除する制度があります

国民年金は、二〇歳以上六〇歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができま

す。病気や失業などの経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

国民年金の保険料免除制度には、法定免除と申請免除の二つの種類があります。法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

申請免除は、前年の所得に応じて保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるものです。審査の際には、ご本人、配偶者、世帯主の各々の所得をみます。免除の基準所得額には四段階あり、全額免除のほか、保険料の四分の三、二分の一、四分の一を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部免除があります(四分の三、四分の一納付(免除)制度は、今年七月から開始)。国民年金(基礎年金)の給付の三分の一(将来は二分の一)は国庫負担で

まかなわれているので、保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額(一部納付した保険料がある場合はその保険料分も含む)が年金額に算入されます。また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格要件にも算入されま

す。申請免除には、退職(失業)の特例があります。申請免除では、ご本人、配偶者、世帯主の人の前年の所得を審査しています。ただし、これらの人中で申請する年度または前年度に退職した人については、雇用保険の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明書を添付すれば、所得審査が不要となります。つまり、前年まで給与所得があつても保険料の免除が承認される場合があります。

このほか、三〇歳未満の人の保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度もあります。

なお、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間については、十年以内であれば、古い期間から順に保険料を後から納付(追納)することができます(ただし、免除や猶予を受けた年度から起算して三年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

問合せ 町民課 ☎内線二一六

国民健康保険料 納入通知書の送付について

国民健康保険の加入者がいる世帯主に対し、七月に本算定納入通知書を送付いたします。

本算定(七月にお知らせする保険料額)は、今年の町民税所得割額に基づき、一年間の保険料を再計算した通知です。

また、年度の途中で被保険者等に異動が生じた場合は、随時変更し、新たに納入通知書を送付します。

国民健康保険・老人医療 自己負担額が減額されます

入院したとき、国民健康保険・老人医療の自己負担額が減額されます。減額には、減額認定証を医療機関に提出する必要があります。左記に該当する時は、申請をしてください。審査を行い、該当した場合には、減額認定証を発行します。

●入院時の食事負担額が減額されます。

対象 国民健康保険・老人医療の被保険者で非課税世帯等の
人

金額 (一食あたり減額後の額)

①九〇日まで…二一〇円等

②九一日以上…一六〇円等

●入院時の医療費負担額も、減額されます。

対象 国民健康保険の高齢受給者・老人医療の被保険者で非課税世帯等の

金額 (一医療機関、一月あたり減額後の額 二四、六〇〇円等)

問合せ 町民課 ☎内線二一七・二一八

医療受給者証等の 負担割合について

医療受給者証等の一部負担割合は、毎年八月一日現在の世帯状況と前年の収入、所得をもとに判定します。判定の結果、医療受給者証等の負担割合が変更になる人には、新しい受給者証を交付します。

①「国民健康保険高齢受給者証」

国民健康保険加入の七〇歳以上の人で、老人保健医療に該当されない全員に、八月一日から使用する新しい高齢受給者証を郵送します。

※国民健康保険以外の保険に加入されている人は、直接加入されている保険者にご確認ください。

②「老人保健法医療受給者証」

負担区分が変更となる人だけに、八月一日から使用する新しい医療受給者証を郵送します。

※新しい受給者証を受け取った人は、八月一日以降、必ず新しい「受給者証」をお使いください。古い受給者証は町民課まで返却をお願いします。

問合せ 町民課 ☎内線二一七・二一八